在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画 「潮の舞」 の消失に関する第三回質問主意書

出者 鈴木宗男

提

在ウズベキスタン大使館に配置されていた日本画 「潮の舞」 の消失に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六六第四〇五号) を踏まえ、 再度質問する。

「前回答弁書」で、在ウズベキスタン大使館 ( 以 下、 「大使館」という。)に配置されていた、 土井宏

太郎氏が作者の日本画「潮の舞」(以下、「潮の舞」という。)の所在が確認できなくなり、二〇〇六年

五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼し、現在も引き続き調査を行っている状況にある旨の答弁

がなされているが、 「潮の舞」の所在が不明になったことを外務省は作者の土井宏太郎氏にいつ伝えた

か。

二一の際に、 外務省から土井宏太郎氏に説明を行った人物の官職氏名及びどのような説明を行ったのか明

らかにされたい。

 $\equiv$ 「前回答弁書」では、 「在ウズベキスタン日本国大使館においてその所在が確認できなくなり、その後

も 所在が判明しなかったため、平成十八年五月にウズベキスタン当局に対して捜査を依頼するととも

」との答弁がなされているが、ウズベキスタン当局に「潮の舞」の捜査を依頼する以前に、 「大使

館 においてどのような調査を行ったか。右調査では「大使館」職員への聞き取りを行ったか。 右調査を

行った日にち、 調査の形態、 「大使館」 職員を含む調査対象となった全人物の官職氏名を明らかにされた

11

四 潮の舞」 の所在が確認できなくなり、ウズベキスタン当局に捜査を依頼する事態に至ったことを外務

省は国民に対していつ説明し、明らかにしたか。

四につき、 説明をしたのならば、 説明をした日にち、場所、

説明の方法及び説明にあたった外務省職員

の官職氏名を明らかにされたい。

Ŧi.

六 四につき、これまで説明を行わず、二〇〇七年六月五日閣議決定された政府答弁書 (内閣衆質一六六第

二五〇号)において初めて 「潮の舞」 の不在が国民に対して明らかになったのであるならば、 これまで国

民に対して四の説明を行わなかった理由を明らかにされたい。

七 「潮の舞」が 「大使館」に配置された日にちを明らかにされたい。

八 「前回答弁書」では、 「『潮の舞』の所在が確認できなくなった時期は特定できていない」との答弁が

なされているが、 右は 「潮の舞」の所在が確認できなくなった大まかな時期についても外務省は把握でき

ていないということか。 確認を求める。

九 八について、外務省が大まかな時期についても把握できていないということであるならば、 「大使館」

における 「潮の舞」 の管理がいかに不適切であったかを示す証左であると思料するが、外務省の認識如

何。

+ 「潮の舞」の管理責任者である楠本祐一在ウズベキスタン日本国大使は、 国民の税金によって購入され

た「潮の舞」の所在が不明になり、ウズベキスタン当局に対して捜査を依頼する事態に至ったことに対し

て、現時点でどのような見解を有しているか説明されたい。

右質問する。